

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月30日
管理表No.	0113-23 改訂00

項目	コメント内容
搬送設備及び受入施設 (第15条)	別添 2.2において、適合の説明において記載している全ての金属キャスクは「使用済燃料を封入した金属キャスク」であることを明確に説明すること(添付11-1 P2~3の説明では不明瞭なので同様に説明すること)。

(回答)

別添 2.2において記載の金属キャスクとは、「使用済燃料を収納した金属キャスク」である。  
 なお、設工認申請書において、「使用済燃料を封入」ではなく「使用済燃料を収納」と統一している。

設工認申請書の記載を以下のとおり修正する。

別添 2.2

(1) 設置の概要

変更前：使用済燃料貯蔵施設には、金属キャスクの搬入、貯蔵<略>

変更後：使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入、貯蔵<略>

(2) 基本設計方針

変更前：使用済燃料貯蔵施設には、金属キャスクの搬入、貯蔵<略>

変更後：使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入、貯蔵<略>

添付11-1 受入れ区域天井クレーンの金属キャスクの取扱いに関する説明書

2. 設計方針

変更前：使用済燃料貯蔵施設には、金属キャスクの搬入、貯蔵<略>

変更後：使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を収納した金属キャスク(以下「金属キャスク」という。)の搬入、貯蔵<略>

以上